

仕 様 書

件 名： 自動販売機（品目：飲料水）設置に係る市有財産有償貸付
貸付場所： 伊勢市楠部町 159-1 倉田山公園野球場玄関ホール

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置者の負担とする。また、光熱水費についても設置者の負担とし、設置者は電気使用量を計測する計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、伊勢市が指定する期限までに全額納入すること。
- (4) 設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を伊勢市に請求することができないものとする。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、次の通りとし、商品の具体的な構成については、貸付人との協議によること。また、酒類（ノンアルコールビール等を含む）の販売は行わないこと。

物件番号	販売品目
001	ペットボトル、缶又はビン等の密閉式の容器入り飲料とする。

- (2) 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出等については、貸付人の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止装置等により安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。

4 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を次のとおり報告すること。

(1) 内容

貸付場所	本数 (本)	売上金額 (円)
	本	円

(2) 期限

区分	報告期限
4月～9月	10月31日
10月～3月	4月30日

5 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 一部の大会、イベント等において、スポンサー契約の関係上、大会等開催期間中に販売不可の場合があり、この場合、自動販売機設置事業者へ事前に通知したうえで、機器に利用不可（販売停止等）のはり紙等を伊勢市または大会等主催者が貼付することを承諾できること。
- (3) 設置者は、自動販売機の設置について安全確保に努めることとし、伊勢市および第三者に生命・身体・財産上の損害を生じさせたときは、その損害を賠償するものとする。